

国際規格（CISPR22 第 5.2 版）と同国内規格答申案との比較

No.	項番	タイトル	国際規格	答申案（CISPR22 第 5.2 版国内規格）	変更理由
1		総論	（まえがき）国際規格の意義、規格の審議経過」、付則の適用などを記載	国際規格に準拠し、付則の適用について、まえがきではなく、規格冒頭に記載。	規格体裁上の変更、および国内規格として必要な事項のみ記載。
2		総論	（序）無線周波数範囲、許容値の規定／適用を記載。	国際規格と同じ内容であるが、序としてではなく、規格の冒頭に記載。	規格体裁上の変更。
3	2	引用規格	引用している国際規格番号（IEC60083 等）を記載。	引用規格に整合する国内規格がある場合は、その規格番号（JIS C8303 等）を、整合する規格がない場合は、国際規格（CISPR11 等）を記載。	国内に整合する規格がある場合には、その規格を使用する必要があるため。また、国内規格としての利便性を図った。
4-1	3.1	情報技術装置（適用除外規定）	ITU/RR の適用を受ける無線装置、および他の IEC/CISPR 規格の適用を受ける装置には適用しない	次の適用除外を追加した。 ・国内法令に規格化されている装置および機器。 また、適用除外の例として、次の内容を追記した。 ・情報技術機能が二次的な動作となっている装置（例えば工業用プラント制御装置）。 ・電気通信事業者が管理する建物内でのみ使用される電気通信施設用物品。	国内における実情に合わせるとともに、適用除外内容を明確にし、規格適用における問題の発生を少なくするために、除外例を追加した。
4-2	3.6	通信／ネットワークポート	注；試験中の I T E システムにおいて各機器間を相互接続するポート(例：RS 2 3 2、I E E E 規格 1 2 8 4 (パラレルプリンター)	注；試験中の I T E システムにおいて各機器間を相互接続するポート(例：RS 2 3 2、I E E E 規格 1 2 8 4 (パラレルプリンター)、USB、I E E E 規格 1 3 9 4 (Fire Wire)、他)は、	システムや機器間のケーブルを除外するという当初の意味を、誤って解釈する可能性があるため。

No.	項番	タイトル	国際規格	答申案（CISPR22 第 5.2 版国内規格）	変更理由
			リンター)、USB、IEEE規格1394(FireWire)、他および仕様が限定されているようなポート(例えば接続されるケーブルの最大長が規定されている)は、本項の通信/ネットワークポートに該当しない。	本項の通信/ネットワークポートに該当しない。 として、 「および仕様が限定されているようなポート(例えば接続されるケーブルの最大長が規定されている)」を削除した。	
5	4.2	クラスA情報技術装置	警告文を取扱説明書に記載するとして、警告文を記載。	注意文を取扱説明書に記載するとして、注意文の例を記載。	文章内容と現在までの実績から注意文とするのが妥当と判断した。
6	5.2	通信ポート伝導コモンモード妨害波許容値	運用に際し、緩和措置に関する記述は無い。	暫定運用に関する記述として、注3)を表3および4に追加した。	新たな測定装置等が必要なことと各国の規制状況を考慮して、さらに3年程度の周知(移行)期間が必要なため。
7-1	6.2 表8、 表9	1GHz以上の許容値	表8:測定距離3mでのクラスA情報技術装置の放射妨害波の許容値 表9:測定距離3mでのクラスB情報技術装置の放射妨害波の許容値	表7:測定距離3mでのクラスA情報技術装置の放射妨害波の許容値 表8:測定距離3mでのクラスB情報技術装置の放射妨害波の許容値	表7:図中に用いた頭字語がP67にあり、P27にある表8および表9と順番をそろえるため。

No.	項番	タイトル	国際規格	答申案（CISPR22 第 5.2 版国内規格）	変更理由
7-2	6.2	1GHz 以上の許容値	運用に際し、緩和措置に関する記述は無い。	暫定運用に関する記述として、注 2) を表 7 および 8 に追加した。	新規追加項目であり、3 年程度の周知（移行）期間が必要なため。
8	8.2	一般試験配置、第 2 文節、第 1 文	同一タイプの複数のインタフェースポートがある場合、追加の接続ケーブル／負荷／装置は予備テストの結果に基づいて E U T に加えられなければならない。	同一タイプの複数のインタフェースポートがある場合、追加の接続ケーブル／負荷／装置は事前確認測定の結果に基づいて E U T に加えられなければならない。	解釈を容易とするために修正した。
9	8.2.1	最大放射配置の決定、第 1 文節、第 1 文	初期試験は、許容値に対する最大妨害波の発生周波数を確認するものである。	事前確認測定は、許容値に対する最大妨害波の発生周波数を確認するものである。	解釈を容易とするために修正した。
10	8.2.1	最大放射配置の決定、第 3 文節	初期試験は、図 4 から図 1 3 に従って E U T を適切に配置すること。	事前確認測定は、図 4 から図 1 3 に従って E U T を適切に配置すること。	解釈を容易とするために修正した。
11	8.3.3	卓上型装置と床置型装置の組み合わせの配置	図 13 を参照。	図 9 を参照。	誤記の修正。（9 章の修正による）

No.	項番	タイトル	国際規格	答申案 (CISPR22 第 5.2 版国内規格)	変更理由
12	8.4	E U T の動作、第 3 文節、第 3 文	画像表示装置は、8. 4. 1 項に従って動作させること。	画像表示装置は、付則 G に従って動作させること。	誤記の修正。
13	8.4.1	多機能装置の動作	国際規格 CISPR22 及び CISPR13 を引用	国内規格から引用(本答申案、及び CISPR13:2006)	整合する国内規格を使用することで利便性を図った。
14	9.2	測定用受信機	国際規格 CISPR16-1-1 を引用。	電気通信技術審議会答申：CISPR16-1-1 国内規格から引用	使用の便宜性から変更、内容は同じ。
15	9.3	擬似電源回路網	国際規格 CISPR16-1-2 を引用。	電気通信技術審議会答申：CISPR16-1-2 国内規格から引用	使用の便宜性から変更、内容は同じ。
16	9.5.1	概要	国際規格 IEC 60083 を引用。	JIS C 8303 を引用	使用の便宜性から変更、内容は同じ。
17	9.5.1	概要	公称値 0.8m	「公称値」を削除し、単に 0.8m とする。	誤記の修正（「公称値」は削除）
18	9.5.2	卓上型装置の配置	(1)垂直基準大地面を使用して試験する。	(1) 試験配置 1：垂直基準大地面を使用して試験する。	引用しやすいようにタイトルを付与。
19	9.5.2	卓上型装置の配置	配置例を図 5(代替法 1a)、図 6(代替法 1b)に示す。	配置例を図 5(試験配置 1a)、図 6(試験配置 1b)に示す。	基本となる測定配置がないのに代替法のみでは不自然。
20	9.5.2	卓上型装置の配置	(2)水平基準大地面を使用して試験する。	(2) 試験配置 2：水平基準大地面を使用して試験する。	引用しやすいようにタイトルを付与。
21	9.5.2	卓上型装置の配置	さらに、代替法 2 に対して	さらに、試験配置 2 に対して	基本となる測定配置がないのに代替法という表現は不自然。
22	9.5.4	卓上型装置の配置	配置例を図 9 と図 13 に示す。	配置例を図 9 に示す。	誤記の修正。

No.	項番	タイトル	国際規格	答申案 (CISPR22 第 5.2 版国内規格)	変更理由
		置と床置型装置の組み合わせの配置			
23	9.6.1	適合確認方法	なし	表 9 の追加	前回答申に習ってケーブルのカテゴリ分類を説明する表を加えた。本文にカテゴリ 6 の ISN が追記されたため、カテゴリ 6 の説明を追加した。
24	9.6.2	擬似通信回路網 (ISN)	国際規格 CISPR 16-1-2 を引用。	電気通信技術審議会答申 : CISPR16-1 国内規格から引用	
25	9.6.2	擬似通信回路網 (ISN)	なし	c)4)を追加	カテゴリ 1 および 2 の場合の規定を明確にするため。
26	9.6.3.5	5対以上の平衡対線または不平衡線の接続を意図する通信ポート	C.1.3 項または C.1.4 項の測定方法を用いること。各周波数において、C.1.3 項または C.1.4 項の方法を使用して、要求条件に適合すること。 注) C.1.3 項の測定方法を用いて測定し、C.1.3 項を使用し	C.1.3 項の測定方法を用いること。各周波数において、C.1.3 項の方法を使用して、要求条件に適合すること。 (C.1.4 項は適用しない)	C.1.4 項の測定法は、測定手順が複雑である他、これまでの検証実験結果によると測定の再現性確保が困難である。さらに本測定法は Annex C の C.1.3 に示された測定法で代替可能である。

No.	項番	タイトル	国際規格	答申案 (CISPR22 第 5.2 版国内規格)	変更理由
		の測定	て許容値を超えた周波数のみで、C.1.4 項の測定方法を用いて測定してよい。		
27	10.3.1 注)	アンテナと供試装置(EUT)の距離	注) 高い周囲雑音、又は他の理由で、10mでの電界強度測定ができない場合は、より近い距離、例えば3mで、クラスBのITEのEUTの測定を行なってもよい。	注) 高い周囲雑音、又は他の理由で、10mでの電界強度測定ができない場合は、より近い距離、例えば3mで、ITEのEUTの測定を行なってもよい。	国際規格では、注)で、近距離測定をクラスB装置のみ可能としているが、クラスBに限定する理由がないことから、クラスA装置にも適用可能とした。
28	10.4.2	サイトアッテネーション測定	サイトアッテネーション測定は、CISPR16-1-4 参照している。	サイトアッテネーション測定は、「電気通信技術審議会答申：CISPR16-1 国内規格」を参照とした。	国際規格には、使用したアンテナの補正が含まれていない。国内規格ではこの補正を考慮しており、理想的な条件により近いものであることから変更した。
29	10.4.3	オープンテストサイト	テストサイトは、CISPR16-1-4のオープンテストサイトのサイトアッテネーション要求条件を満足するものであること。	テストサイトは、「電気通信技術審議会答申：CISPR16-1 国内規格」のオープンテストサイトのサイトアッテネーション要求条件を満足するものであること。	国際規格には、使用したアンテナの補正が含まれていない。国内規格ではこの補正を考慮しており、理想的な条件により近いものであることから変更した。
30	10.4.5	代替テストサイト	10.4.3 項(オープンテストサイト)および 10.4.4(導電性大地面)に述べる物理的特性をもたない	10.4.3 項(オープンテストサイト) に述べる物理的特性をもたない他のテストサイトにおいて試験を実施してもよい。・・・。	国際規格の基本規格であるCISPR16-1 では導電性大地面の規定は代替サイトでも要求され

No.	項番	タイトル	国際規格	答申案（CISPR22 第 5.2 版国内規格）	変更理由
			い……。……。付則 A の規定によるサイトアッテネーション測定値が 10.4.2 項のサイトアッテネーション要求条件を満足する場合、その代替サイトは、……。	付則 A の規定によるサイトアッテネーション測定値が 10.4.2 項のサイトアッテネーション要求条件と 10.4.4 項の導電性大地面の条件を満足する場合、その代替サイトは、妨害波の試験を実施するために適していると言える。	ており、かつ、国際規格の基本規格でも同様の規定となっている。製品群規格である CISPR 22 国内規格でもこれらの基本規格を満たす必要があることから修正した。
31	10.7	放射妨害波測定値の記録	記録した妨害波ごとにアンテナの偏波面を記録すること。	測定された妨害波の記録にはアンテナの偏波面を記述すること。	解釈を明確にした。
32	10.8 a)	高レベルの周囲雑音の存在下での測定	規定の許容値から短い測定距離での新しい許容値を算定し、これを使用して判定。	短い距離での測定値から規定の距離での換算値を算定し、これを利用して判定する。	一般に、電界強度は距離に反比例する関係式が用いられる。しかし、近い距離での測定にはこの関係が完全に成り立たない。そのため、このリスクは測定者（製造者）側が負担すべきものと考え、測定値を換算する方法を採用した。また、許容値は、1 つであるべき必要があるため。
33	10.8 c)	高レベルの周囲雑音の存在下での測	もう 1 つの可能性としては、CISPR 11、付則 C の使用がある。	引用規格で規定されている内容を記載し、引用した。	内容は同じ。使用の利便性をはかった。

No.	項番	タイトル	国際規格	答申案 (CISPR22 第 5.2 版国内規格)	変更理由
		定			
34	図 1	テストサイト		短径に矢印を追加した。	前回答申との整合
35	表 7	図中に用いた頭字語	表 7	表 7 を表 10 に変更した。	表の連番を維持した。
36	図 5 図 6	卓上型装置の試験配置例	代替法 1a 代替法 1b	試験配置 1a 測定配置 1b	基本となる試験配置がないのに代替法という表現は不自然。9.5.2 に対応。
37	図 7	図中	電流プローブの位置が正しくない	電流プローブは、ISN からケーブル長で 10cm 以内に配置するよう図を修正した。	電流プローブの位置による測定誤差を許容範囲内にするため。
38	図 9	図中	床置装置の配置が誤解を与える	床置装置は、垂直基準面から 80cm 以上確保することを明示するように、床置装置の位置を修正した。	EUT は、他の金属から距離 80cm 以上離すことが本文に規定されているため。
39	付則 A	代替テストサイトでのサイトアッテナーション測定法	広帯域アンテナを用いた正規化サイトアッテナーション測定を規定している。	半波長同調ダイポールアンテナまたは、周波数 80 MHz 以下では 80 MHz 同調ダイポールアンテナ（固定長）を用いた測定法を規定した。	広帯域アンテナは指向特性、VSWR, 給電点の位置, 対地インピーダンスの変化等において、標準とされる同調型ダイポールアンテナと相違があり、正確な相関を得ることが困難である。そのため広帯域アンテナの利用は、使用者のリスクによるとすべきであ

No.	項番	タイトル	国際規格	答申案 (CISPR22 第 5.2 版国内規格)	変更理由
					ることから、付則 A 全体を修正した。
40	付則 C	コモンモード妨害波測定のための可能な試験配置	矢印の起点と終点に補助線がない。	図 C.1～C.4 において、間隔や長さを表す矢印の起点と終点に補助線（破線）を追加した。	どこの間隔等を規定しているのか明確にするため。